

名古屋市福祉会館認知症予防事業実施要領

(趣旨)

第 1条 この要領は、「名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱」（以下「要綱」という。）第3条第2号ウに規定する福祉会館認知症予防事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2条 事業は、高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげ、さらには自主的な活動内容について情報収集および情報発信をすることで地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うことを目的とする。

(実施事業)

第 3条 実施する事業は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 認知症予防普及・啓発リーダー養成講座
 - ア リーダー養成講座
 - イ スキルアップ講座
 - ウ フォローアップ交流会
- (2) 認知症予防教室
- (3) 情報収集および情報発信

(実施主体)

第 4条 事業の実施主体は名古屋市とする。

(事業の実施)

第 5条 事業は、原則、老人福祉センター（以下「福祉会館」という。）において実施する。ただし、会場の確保が困難な場合は、事業の実施に適切な会場で実施するものとする。

- 2 この事業は、名古屋市老人福祉施設条例第 9条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に委託する。
- 3 委託を受けた指定管理者は、この事業の全部又は一部を第三者に再委託し、又は第三者に行わせてはならない。
- 4 生活課題を抱えた方の支援や受け入れについて必要に応じ他機関と連携し、多様な社会参加や地域づくりに向けた支援を行う。

(事業体制)

第 6条 事業の実施については、地域との連携、関係機関との調整、講座の企画運営を遂行できる職員が主に実施にあたるほか、他の福社会館職員が補佐するものとする。

(対象者)

第 7条 事業の対象者は、次に掲げるものとする。

(1) リーダー養成講座

本市の介護保険第 1 号被保険者およびその支援のための活動に関わる
60 歳以上の者

(2) スキルアップ講座

リーダー養成講座修了生等、地域で高齢者の主体的な活動を支援する者

(3) フォローアップ交流会

リーダー養成講座修了生

(4) 認知症予防教室

本市の介護保険第 1 号被保険者

(事業の内容)

第 8条 事業の実施方法は、原則として名古屋市福社会館認知症予防事業運営マニュアルに準ずるものとし、事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) リーダー養成講座

認知症予防にかかる知識や技術を習得し、地域において普及・啓発を行うことができる認知症予防リーダー（以下「リーダー」という。）を養成する。

ア 名古屋市が作成した教材テキストに沿った講座運営

イ リーダーの組織化

ウ その他リーダー活動に必要な支援

(2) スキルアップ講座

リーダー養成講座修了者や地域で高齢者の主体的な活動を支援する者を対象にさらなるスキルアップを目指して講座を実施する。

ア 認知症予防にかかる知識の習得や技術の向上を目的とした講座運営

イ その他リーダー活動に必要な支援

(3) フォローアップ交流会

地域活動における課題を解決するためにリーダー同士が交流できる会を開催する。

ア グループワークや活動状況報告会等

- イ リーダーの組織化
- ウ リーダーの後方支援
- エ その他リーダー活動に必要な支援

(4) 認知症予防教室

高齢者に対して認知症予防に資する知識や活動の普及啓発を行うことで、健やかで活力ある高齢者支援を推進する。

- ア 脳賦活運動（コグニサイズ）
- イ 福祉会館が認知症予防に効果的と認めるプログラム
- ウ 自主活動又は地域活動グループの立ち上げに関する支援
- エ 自主活動又は地域活動の情報提供
- オ その他認知症予防に資する活動

(5) 情報収集および情報発信

- ア 自主活動又は地域活動の情報収集
- イ リーダー活動の発信及び活動先の開拓
- ウ リーダー派遣調整（申込受付、日程調整等）
- エ その他認知症予防向上に資する活動

（定員、実施回数、時間及び期間）

第 9 条 定員、実施回数及び実施期間は、別表 1 によるものとする。

（参加の申込及び決定）

第10条 事業の参加の申込及び決定は、次に掲げるものとする。

(1) リーダー養成講座

- ア 名古屋市福祉会館認知症予防リーダー養成講座参加申込書（第 1号様式）により、利用する福祉会館の指定管理者に申し込まなければならない。
- イ リーダー養成講座に参加できる者は原則としてリーダー養成講座に参加したことのない者とする。ただし、参加を申し込む者が定員に満たない場合はこの限りでない。
- ウ 参加者の決定は申込先着順とし、定員になり次第締め切る。
- エ 指定管理者は、第 1項第 1号アの規定による参加の申込があった場合、申込者に対して名古屋市福祉会館認知症予防リーダー養成講座参加者証（第 2号様式）を交付する。

(2) スキルアップ講座

受講希望者のうちから受講者を決定しすみやかに受講者へ通知すること

(3) フォローアップ交流会

受講希望者のうちから受講者を決定しすみやかに受講者へ通知すること

(4) 認知症予防教室

ア 名古屋市福祉会館認知症予防教室参加申込書（第 3号様式）により、利用する福祉会館の指定管理者に申し込まなければならない。なお、申込をできるクラスは、1人につき1クラスまでとする。

イ 認知症予防教室に参加できる者は原則として認知症予防教室に参加したことのない者とする。ただし、参加を申し込む者が定員に満たない場合はこの限りでない。

ウ 申込者が定員を超えた場合は、抽選により参加者を決定する。

エ 指定管理者は、第 1項第 4号アの規定による参加の申込があった場合、申込者に対して名古屋市福祉会館認知症予防教室参加者証（第 4号様式）を交付する。なお、申込者が他区に住所を有する者であった場合は、当該申込者が住所を有する区の指定管理者へ申込の有無を確認し、参加者を決定する。

(参加の辞退)

第11条 参加者は、事業への参加を辞退しようとするときは、名古屋市福祉会館認知症予防事業参加辞退届（第 5号様式）により、利用する福祉会館の指定管理者に届出をしなければならない。

(参加の取消し)

第12条 参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は当該参加者の参加を取り消すことができる。

- (1) 事業の実施及び施設の利用等において必要な職員の指示に従わないため、事業の実施に著しい支障をきたすと認められる者。
- (2) 参加にあたり、公の秩序又は善良の風俗を乱したとき又は乱すおそれがあると認められる者。
- (3) 認知症予防教室において、参加決定後、複数のクラスへ申込をしていたことが判明した者。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、名古屋市福祉会館認知症予防事業参加取消通知書（第 6号様式）により当該参加者に通知する。

(リーダー登録)

第13条 指定管理者は、指定管理者が実施するリーダー養成講座を受講し、本事業に参加しようとする者をリーダーとして登録するものとする。

2 リーダーは、本事業に参加するときは、指定管理者の指示に従うとともに、

認知症予防リーダーの心得（別紙1）を遵守し、かつ、スキルアップ講座を継続して受講しなければならない。

- 3 指定管理者は、リーダーが前項の規定を遵守しないときは、当該リーダーの登録を解除することができる。

（リーダーとの協働）

第14条 事業の実施にあたっては、リーダーを積極的に活用するよう努めなければならない。

（費用負担）

第15条 参加料は原則無料とする。ただし、参加者は事業に伴う材料費等の費用の実費を負担しなければならない。

（金銭管理）

第16条 前条ただし書により、参加者から実費を徴収する場合には、本市と協議の上金銭管理に関する規程を定め、出納簿等によりその収支状況を明らかにしておかなければならない。

（福祉会館の他の事業利用）

第17条 この事業の参加者のうち、福祉会館の他の事業利用を希望するものは、事業の参加申込みとは別に、福祉会館の利用許可を受けなければならない。

（備付書類）

第18条 指定管理者は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 参加者台帳（名古屋市福祉会館認知症予防リーダー養成講座室参加申込書及び名古屋市福祉会館認知症予防教室参加申込書と兼用）
- (2) 名古屋市福祉会館認知症予防事業参加者名簿（第 7号様式）
- (3) 名古屋市福祉会館認知症予防事業相談記録表（第 8号様式）
- (4) 事業日誌（第 9号様式）
- (5) 名古屋市福祉会館認知症予防リーダー登録者名簿（第10号様式）

（事業の報告）

第19条 指定管理者は、毎月の実施状況を名古屋市福祉会館認知症予防事業実施状況報告書（第11号様式）により市長に翌月10日までに報告するものとする。

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成28年 6月 1日から施行する。

この要領は平成31年 4月 1日から施行する。

この要領は令和5年4月1日から施行する。

別表 1 （第9条関係）

事業の名称	定 員	実施回数、時間及び期間
(1) リーダー養成講座	5名程度	• 年 3 回 • 1 回あたり 2 か月単位、全 8 コマ • 週 1 回／1 コマ：2 時間（福祉会館運営）または 3 ～ 4 時間（名古屋市企画）
(2) スキルアップ講座	3 0 名程度	年 1 回 1 回あたり 2 時間
(3) フォローアップ交流会	3 0 名程度	年 6 回 1 回あたり 2 時間
(4) 認知症予防教室	• 1 クラス定員：1 2 名程度 • 1 福祉会館あたり 3 クラス	• 年 2 回 • 1 回あたり 6 か月単位（前期：4 月から 9 月、後期：10 月から 3 月） • 週 1 回／1 コマ：2 時間

注）プログラムの提供（1 コマ）は原則、週 1 回とする

(第 1号様式)

名古屋市福祉会館認知症予防リーダー養成講座参加申込書

年 月 日

(あて先) 指定管理者

名古屋市福祉会館認知症予防リーダー養成講座への参加を申し込みます。

氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女
住 所			
電 話 番 号			

(第 2号様式)

名古屋市福祉会館認知症予防リーダー養成講座参加者証

年 月 日発行

福祉会館

氏 名		生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日生
養成講座 開始 日	年 月 日から		

(第 3号様式)

名古屋市福祉会館認知症予防教室参加申込書

年 月 日

(あて先) 指定管理者

下記のとおり、名古屋市福祉会館認知症予防教室への参加を申し込みます。

なお、私は今回申込をするクラス以外に申込をしていません。また、住所を有する区以外の福祉会館へ申込みをする場合に、住所を有する区の福祉会館への申込みの有無を確認されることに同意します。

申込者	氏名		性別	男・女	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日生	
	住所	名古屋市			電話番号		
緊急連絡先	氏名		続柄		電話番号		
健康状態	現在の病名	☐ 心臓疾患 ☐ 脳血管障害 ☐ 高血圧症 ☐ 糖尿病 ☐ 肝臓疾患 ☐ 腎臓疾患 ☐ 結核 ☐ 悪性腫瘍 ☐ リウマチ ☐ アレルギー ☐ 貧血 ☐ 痛風					
		上記以外の病名		特記事項	(服薬している薬剤名等)		
	かかりつけの医師	病院名				医師名	
		所在地				電話番号	
参加希望動機					会場名		

(注) 申込みは1人につき1クラスまでです。住所を有する区以外の福祉会館を含め、複数クラスへの申込みが判明したときは、参加決定を取り消す場合があります。

(第 4号様式)

名古屋市福祉会館認知症予防教室参加者証

年 月 日発行

福祉会館

氏 名		生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日生
開 催 曜 日 及 び 時 間	曜 日 時～ 時		
参 加 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		

(第 5号様式)

名古屋市福祉会館認知症予防事業参加辞退届

年 月 日

(あて先) 指定管理者

下記の事由により、名古屋市福祉会館認知症予防事業の参加を辞退します。

事業名			
氏名			
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日生	性別	男 ・ 女
住所	名古屋市		
電話番号			
辞退の理由			

(第 6号様式)

名古屋市福祉会館認知症予防事業取消通知書

様

年 月 日

名古屋市長

印

下記の事由により名古屋市福祉会館認知症予防事業への参加を取り消します。

事業名			
氏名		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日生
参加 福祉会館名			
取消事由			

(第 7 号様式)

名古屋市福祉会館認知症予防事業参加者名簿

事業名 ()

[illegible]

(第 8号様式)

名古屋市福祉会館認知症予防事業相談記録表

[illegible]

(第 9号様式)

事業日誌

事業名							
日付	年 月 日 ()	時間	: ~ :			記入者	
会場		出席者数	欠席者数	認知症予防リーダー数			
		人	人	人			
出席者名				欠席者名			
事業内容							
特記事項							

(第10号様式)

名古屋福祉会館認知症予防リーダー登録者名簿

[illegible]

(第11号様式)

名古屋市福社会館認知症予防事業実施状況報告書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

福社会館

年 月の名古屋市福社会館認知症予防事業の実施状況を次のとおり報告します。

I 各講座の実施回数および参加者数

区 分	リーダー 養成講座	スキル アップ講座	フォローア ップ交流会	認知症 予防教室
実施回数（当月）				
A 前月末決定者数				
B 新規				
C 辞退				
D 取消				
当月末決定者数 (A + B - C - D)				
延参加者数				
リーダー延参加者数				

Ⅱ 認知症予防リーダー派遣依頼件数等

区 分		実	延
派遣依頼件数			
内 訳	高齢者サロン		
	自主活動グループ		
	認知症カフェ		
	その他		
「その他」の団体名			
リーダー派遣人数			
派遣先参加者数			

Ⅲ 認知症予防リーダー派遣調整件数

区 分		電話		面接		訪問	
		実	延	実	延	実	延
派遣調整件数							
内 訳	依頼者						
	認知症予防リーダー						
	その他						
「その他」の団体名							

Ⅳ 認知症予防リーダー登録者人数

区 分	人 数
A 前月末登録者数	
B 新規	
C 辞退	
D 取消	
当月末登録者数 (A + B - C - D)	

V 情報収集および情報発信

区 分		電話		面接		訪問	
		実	延	実	延	実	延
情報収集							
内 訳	高齢者サロン						
	地域団体						
	区社会福祉協議会						
	いきいき支援センター						
	保健センター						
	その他						
	「その他」の団体名						
情報発信							
内 訳	高齢者サロン						
	地域団体						
	その他						
	「その他」の団体名						

※情報収集とは、リーダーの活動場所の把握等。

※情報発信とは、各講座やリーダー活動のPR・勧奨にかかる発信。

※地域団体とは、自主活動グループ、認知症カフェ、老人クラブなど住民による自主活動グループ。

(別紙1)

認知症予防リーダーの心得

- 1 名古屋市福社会館認知症予防事業（以下、「本事業」という。）は、高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及・啓発をすることで認知症予防の向上を図ることを目的とする。
- 2 本事業に参加する認知症予防リーダー（以下、「リーダー」という。）は、リーダー活動派遣先はじめ事業参加者との良好な人間関係を保つように努めること。
- 3 リーダーは、福社会館が実施するスキルアップ講座を継続して受講するとともに、日頃から認知症に関する情報に関心を傾け、研鑽を積むよう心がけること。
- 4 リーダー活動派遣先から受けた相談に関して、リーダー独自で判断できない事項については、必ず担当の福社会館職員に相談の上、適切な措置をとること。
- 5 本事業で知り得た個人情報、絶対に他人に漏らしてはならないこと。
- 6 本事業により、政治的及び宗教的活動をしてはならないこと。
- 7 本事業の実施状況は、報告書（別紙参考様式）に記載し、担当の福社会館職員に報告すること。